

日本原生生物学会 選挙管理委員会細則

(設置)

第1条 日本原生生物学会に選挙管理委員会（以下「委員会」という）をおく。

(業務)

第2条 委員会は以下の業務を行う。

- (1) 会長及び評議員の選挙の公示
- (2) 投票および開票に関する事務（電子投票システムを含む）
- (3) 当選者に対する書面による就任の意思確認と選挙結果の発表
- (4) その他選挙管理に必要な事項

(構成, 任期)

第3条 委員会の委員（3名から4名）は、正会員（学生会員と休会中の会員を除く）の中から、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。

- 2 委員の任期の終期は、会長・評議員の任期の終期と同じとする。
- 3 会長・評議員は、委員会委員を兼ねることはできない。
- 4 委員長は、委員の中から評議員会が決定し、会長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに、委員会の業務を統括する。
- 6 委員会は、評議員会から独立して運営されるものとする。
- 7 委員会委員は、選挙権・被選挙権を有する。

附則

1. この規則は、2021年1月15日より施行する。